

## 社会福祉法人山元町社会福祉協議会公用バス等の貸出しに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山元町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の所有する26人乗バス及びその他の公用車（以下「バス等」という。）を各種団体・個人に貸し出すことについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸し出しの対象)

第2条 貸し出しの対象は、次のとおりとする。

- (1) バス等を貸し出す対象は、社協の会員である公共的団体等が団体の用務のため、又は社協の会員である個人の病院送迎等に使用するときに限るものとし、営利、娯楽等の目的に使用することはできない。
- (2) 貸し出しの対象車は次のとおりとする。
  - ・26人乗バス
  - ・10人乗り公用車
  - ・車いす仕様公用車

### (運行基準)

第3条 運行基準は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から1月3日までは、運行しない。
- (2) 運行時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 使用日数は、1日から2泊3日までとする。

但し、10人乗・車いす仕様公用車は業務に支障があるため1日までとする。

### (利用料)

第4条 利用料は、無料とする。ただし、別表1の団体を除く利用団体は、1回の利用につき別表2に掲げる会員口数を協力するものとする。

### (貸出申込)

第5条 バス等の貸出しを受けようとする団体の責任者又は、個人の使用者（以下「申請者」という。）は、山元町社会福祉協議会公用バス貸出申込書(様式第1号)を会長に提出し、許可を受けなければならない。

2 貸出の申し込みは、使用する日の2か月前から受付するものとする。

### (貸出通知)

第6条 会長は、前条の規定によるバス等の貸出申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、山元町社会福祉協議会公用バス貸出決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

2 バス等の貸出に際しては、次の条件を付すものとする。

- (1) 運転手は健康管理に留意するとともに、交通ルールを遵守し、安全運転に努めること。
- (2) 貸出中に発生した事故、故障等については、申請者が一切の責任を負い、処理を行うとともに、速やかに会長に報告しなければならない。

- (3) 転貸しないこと。
- (4) 貸出の目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 乗員 1 人につき保険金額 1,000 万以上の旅行保険等に加入しなければならない。
- (6) 車両を破損した場合は、申請者の責任により速やかに原状に回復しなければならない。
- (7) 貸出決定通知後、当該車両の不具合やその他の事情により、貸出を取り消すことができる。この場合において申請者に損害等が生じても社協はその責務を負わない。
- (8) 使用後は車両を点検、清掃し、町内の給油所で燃料を満タンにして返却し、3 日以内に公用バス使用報告書（様式第 3 号）を提出するものとする。
- (9) 利用中に係る経費（高速道路代等）は、すべて利用者負担となる。
- (10) 車内で飲酒（ノンアルコールを含む）、喫煙は厳禁とする。
- (11) 事故が発生し、利用者が社協の自動車任意保険を使用した時は、利用者は 1 事故につき 100,000 円を社協に支払わなければならない。

（運転手の制限）

第 7 条 運転手は、当該自動車に係る運転免許取得後 5 年以上の運転経験を有する者に限るものとする。

（運行範囲）

第 8 条 バスの運行範囲は、運転手一人で運転できる走行距離は、昼は、500 km 以内、夜は、400 km 以内とし、この距離を超える場合は、交代要員を乗務させなければならない。

第 9 条 この規程に定めるもののほか、公用バス貸出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規定は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

山元町社会福祉協議会公用バス等貸出申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人 山元町社会福祉協議会  
会長 殿

住 所  
申請者 団体名  
代表者 (責任者) ⑩  
電話 —

山元町社会福祉協議会公用バス等を下記のとおり借用したいので申込みます。なお、借用にあたっては借用条件を遵守します。

記

- 1 目的 \_\_\_\_\_  
2 日時 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から  
平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで  
3 目的地 \_\_\_\_\_  
4 行程 \_\_\_\_\_  
5 走行距離 \_\_\_\_\_ k m  
6 利用人数（運転手含む） \_\_\_\_\_人（別添名簿提出）  
7 運転手住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（別途免許証の写し添付）

借用条件

- (1) 運転手は体調管理に留意するとともに、交通ルールを遵守し、安全運転に努めること。
- (2) 貸出中に発生した事故、故障等については、申請者が一切の責任を負い、処理を行うとともに、速やかに会長に報告しなければならない。
- (3) 転貸しないこと。
- (4) 貸出の目的以外の用途に使用しないこと。
- (5) 乗員1人につき保険金額1,000万以上の旅行保険等に加入しなければならない。保険

加入申込書の写し添付（貸出決定後可）

（裏面に続く）

- (6) 車両を破損した場合は、申請者の責任により速やかに現状に回復しなければならない。
- (7) 貸出決定通知後、当該車両の不具合やその他の事情により、貸出を取り消すことができる。この場合において申請者に損害等が生じても社協はその責務を負わない。
- (8) 使用後は車両を点検、清掃し、町内の給油所で燃料を満タンにして返却し、3 日以内に公用バス使用報告書（様式第 3 号）を提出するものとする。
- (9) バス等利用中に係る経費（高速道路代等）は、すべて利用者負担となります。
- (10) 車内で飲酒（ノンアルコールを含む）、喫煙は厳禁です。

（添付書類）

- 1 利用者（乗員）名簿
- 2 運転者の自動車運転免許証の写し
- 3 旅行保険加入申込書の写し（後日貸出決定後の添付可）